

(資料提供)

月 日	担当館名	電話	担当者
4月25日(水)	県立近代美術館 文化の森企画広報室	088-668-1088	江川 佳秀 安達 一樹 竹内 利夫

「おすすめの1点」コーナーの新設について

県立近代美術館では、新しい試みとして、所蔵作品展の展示会場内に「おすすめの1点」コーナーを設けました。これにより、従来全面的にお断りしていた展示会場内での写真撮影が、一部可能となりました。

- 1 目的** 来館者サービスの向上を図るとともに、県立近代美術館の美術品コレクションの周知につなげる。
- 2 時期** 県立近代美術館で開催の「所蔵作品展 徳島コレクション 2018年度 第1期」の開始日(平成30年4月21日)から
- 3 場所** 県立近代美術館2階 展示室1「所蔵作品展 徳島コレクション 2018年度 第1期」会場内
- 4 内容** これまで作品の保全と著作権の保護のため展示会場での写真撮影をお断りしてきましたが、この度、来館者の記念に展示作品の写真撮影をしたいという来館者の声に応え、本館のコレクションにより親しんでいただくため、展示会場で写真撮影ができるようにしました。
展示会場の一角に「徳島のコレクション おすすめの1点」と題したコーナーを設け、本館のコレクションから特徴的な作品で、かつ著作権保護期間が終了した作品を展示し、一定の条件の下で、当該作品に限り撮影可としました。
- 5 作品** 撮影可とする作品は基本的に1点です。
現在の撮影可能作品は、パウル・クレーの〈子供と伯母〉です。この作品は、本館の開館5周年記念購入作品です。
今後は、概ね所蔵作品展の全面的な展示替え(年3回)ごとに、作品を入れ替えていく予定です。
- 6 条件** コーナーでの撮影における条件は次のとおりです。
 - ・フラッシュや三脚、自撮棒の使用禁止。
 - ・撮影行為が他の来館者への迷惑とならないよう注意。
 - ・他の来館者の画像への映り込みについての注意。
 - ・画像の商業目的の使用は不可。
 - ・画像公開時の作品改変の禁止。
 - ・会場内での監視員・職員の指示の遵守。
- 7 参考** 対象作品を著作権保護期間が終了した作品としたことについて
著作権の保護期間内の作品であっても、私的使用(個人的または家庭内などの限られた範囲内での使用)を目的とした写真撮影(複製)は認められています。
しかしながら、今般、私的使用の範囲を逸脱した SNS やブログ等への撮影画像の無断投稿が数多く見受けられます。これらは権利侵害であり、本館では著作権保護期間の終了により権利侵害とならない作品に限ることにしました。